

## 砂子沢生活改善センター移転新築事業に係る基本協定書

発注者と受注者とは、砂子沢生活改善センター移転新築工事实施設計業務委託契約、砂子沢生活改善センター移転新築工事請負契約、砂子沢生活改善センター移転新築工事監理業務委託契約について、下記のとおり基本協定を締結する。

### 記

#### 1 事業の名称 砂子沢生活改善センター移転新築事業

#### 2 実施場所

- (1) 新 砂子沢生活改善センター 盛岡市砂子沢第10地割65番地
- (2) 旧 砂子沢生活改善センター 盛岡市砂子沢第10地割7番地1

#### 3 施設の概要

- (1) 新 砂子沢生活改善センター
  - 延床面積 100㎡～150㎡程度
  - 構造種別 木造平屋建て
- (2) 旧 砂子沢生活改善センター
  - ア 旧 砂子沢生活改善センター
    - 延床面積 157.23㎡ 構造種別 木造平屋建て
  - イ 給排水ポンプ棟

#### 4 予定履行期間 実施設計業務委託契約締結の翌日から令和4年3月15日まで

#### 5 概算契約金額

- (1) 砂子沢生活改善センター移転新築工事实施設計業務
  - 業務委託料 金 円
  - (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- (2) 砂子沢生活改善センター移転新築工事
  - 請負代金総額 金 円
  - (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

(3) 砂子沢生活改善センター移転新築工事監理業務

業務委託料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)

## 6 添付書類

- (1) 砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル実施要項
- (2) 砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル要求水準書
- (3) 技術提案書

## 7 協定条項

(契約の締結)

**第1条** 発注者及び受注者は、本協定の締結後、実施設計業務の委託契約を締結するものとし、移転新築工事の請負契約及び工事監理業務委託契約については、実施設計業務の完了後、令和4年3月までを完了の目処として、契約を締結するものとする。

(契約内容の決定方法など)

**第2条** 発注者及び受注者は、前条の契約を締結しようとするときは、当該契約に先立ち、契約に係る工期、金額その他の内容について協議するものとする。

2 契約金額は、砂子沢生活改善センター移転新築事業設計・施工者選定プロポーザル実施要領第2(4)に示す金額とし、実施設計業務、工事、工事監理業務のそれぞれについて、随意契約の見積徴取により決定するものとする。

3 第1項の協議は、発注者からの申出により開始されるものとし、協議を開始した日から14日以内に当該協議が整わないときは、発注者が当該協議に係る内容を確定させることができるものとする。この場合において、受注者は、当該内容に対し、異義を申し立てることができないものとする。

4 発注者は、前項の規定により当該協議の内容を確定させたときは、当該確定させた内容を受注者に通知するものとする。

(契約の不締結)

**第3条** 発注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

- (1) 予算などの措置が講じられていないとき。
- (2) 受注者の経営状態が健全でないと認められるとき。

(3) 受注者が建設業法（昭和24 年法律第100 号）第28 条第3 項又は第5 項の規定による営業停止の処分を受けているとき。

(4) 実施設計業務の成果品の内容が、受注者の提出した技術提案書の内容を反映したものでないと認められるとき。

(5) その他受注者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。

2 受注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

(1) 発注者の承諾を得たとき。

(2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

（発注者の解除権）

**第4条** 発注者は、前条第1 項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

2 発注者は、受注者が前条第1 項第2 号から第5 号の規定のいずれかに該当するため、前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、発注者に生じた実際の損害額について、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

（書面主義）

**第5条** この協定書に定める申出、通知及び契約の締結は、書面により行う。

（業務の履行）

**第6条** 受注者は、自らが提出した技術提案書の提案内容について、誠実にこれを履行する。

2 受注者は、発注者と十分に連携して業務を行う。

（協定書の有効期間）

**第7条** この協定書は、工事請負契約の締結をした日にその効力を失う。

（補則）

**第8条** この協定書に定めない事項、この協定書に関して疑義が生じた事項などは、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定める。

本協定締結の証として、この協定書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

発注者 盛岡市

代表者 盛岡市長 谷 藤 裕 明 印

受注者 コンソーシアム（企業連合）代表者（施工者）

印

構成員（設計・工事監理者）

印